

1. 議事日程（第1日目）

- | | | |
|-------|------------|--|
| 日程第 1 | 議席の指定 | |
| 日程第 2 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 3 | 会期の決定 | |
| 日程第 4 | 常任委員の選任 | |
| 日程第 5 | 諸般の報告 | |
| 日程第 6 | 所信表明 | |
| 日程第 7 | 行政報告 | |
| 日程第 8 | 認定第 1号 | 平成29年度上天草市歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 9 | 認定第 2号 | 平成29年度上天草市水道事業会計決算の認定について |
| 日程第10 | 認定第 3号 | 平成29年度上天草市下水道事業会計決算の認定について |
| 日程第11 | 認定第 4号 | 平成29年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について |
| 日程第12 | 議案第85号 | 上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第86号 | 上天草市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第87号 | 上天草市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第88号 | 上天草市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第89号 | 上天草市保育所条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第90号 | 平成30年度上天草市一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第18 | 議案第91号 | 平成30年度上天草市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第19 | 議案第92号 | 平成30年度上天草市診療所特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第20 | 議案第93号 | 平成30年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第21 | 議案第94号 | 平成30年度上天草市水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第22 | 議案第95号 | 平成30年度上天草市下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第23 | 議案第96号 | 平成30年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第 |

2号)

- 日程第24 議案第97号 指定管理者の指定について
日程第25 議案第98号 熊本縣市町村総合事務組合格約の一部変更について
日程第26 議案第99号 天草広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について
-

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(16名)

議長 園田 一博
1番 木下 文宣 2番 何川 誠 3番 嶋元 秀司
4番 何川 雅彦 5番 宮下 昌子 6番 西本 輝幸
7番 高橋 健 8番 小西 涼司 9番 新宅 靖司
10番 田中 万里 11番 北垣 潮 12番 島田 光久
13番 津留 和子 14番 桑原 千知 15番 田中 辰夫

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀江 隆臣	副市長	小嶋 一誠
教育長	高倉 利孝	総務企画部長	和田 好正
市民生活部長	宇藤 竜一	建設部長	山下 正
経済振興部長	井手口隆光	教育部長	中文近
健康福祉部長	辻本 智親	上天草総合病院事務長	尾崎 忠男
総務課長	濱崎 裕慈	財政課長	迫本潤一郎
会計管理者	堀川 雅輔	水道局長	小西 裕彰

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	海崎 竜也	局長補佐	松尾 伸之
主事	浦下 千明		

開会 午前10時00分

○議長(園田 一博君) おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第6回上天草市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（園田 一博君） 議事の進行上、先の上天草市議会議員補欠選挙で当選されました何川雅彦君の仮議席をただいま着席の議席とします。

日程第1 議席の指定

○議長（園田 一博君） 日程第1、議席の指定を行います。

本件については、何川雅彦君の議席を指定するものです。議席については、会議規則第4条第2項の規定により、議席番号を4番に指定します。新議員の紹介をいたします。自席にて挨拶をお願いいたします。

○4番（何川 雅彦君） 皆さん、おはようございます。何川雅彦でございます。

臥薪嘗胆の時期を経まして、1年7カ月ぶりにこの議場に帰ってくる事ができました。昨年まで、この議席に座っていらっしやいました地元の先輩でもあります切通議員の分まで、地域のため、上天草市のため、丁寧に謙虚に皆様の声を聞き、市政に反映させたいと思います。

市長初め執行部の皆様、議員各位、どうか御指導ください。よろしく申し上げます。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（園田 一博君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、8番、小西涼司君、9番、新宅靖司君を会議録署名議員に指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（園田 一博君） 日程第3、会期の決定については、議会運営委員会が開催され、会期日程などについて審査されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（北垣 潮君） おはようございます。

平成30年第6回上天草市議会定例会にあたり、11月2日及び11月21日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

会期日程につきましては、配付いたしております定例会日程表のとおり、本日11月30日は開会、提案理由説明、12月10日が議案質疑及び委員会付託を行います。常任委員会は12月11日から13日までの3日間開催することとし、一般質問は、14日及び17日、18日の3日間行います。12月20日を最終日として委員長報告、採決、閉会とすることに決定いたしました。

今期定例会に付議されます議案等は15件、その内訳は条例5件、補正予算7件、その他3件

です。議案等の取り扱いにつきましては、付託委員会及び議事日程等慎重に審査し、全議案を本会議へ上程することと決定いたしました。

最後に、閉会中の継続審査及び調査の申し出を行うことを決定しましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（園田 一博君） お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から12月20日までの21日間と決定しました。

日程第4 常任委員の選任

○議長（園田 一博君） 日程第4、常任委員の選任を行います。

本件については、4番、何川雅彦君の常任委員会委員の選任を行うものです。常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、何川雅彦君を総務常任委員会委員に指名いたします。

日程第5 諸般の報告

○議長（園田 一博君） 日程第5、諸般の報告を行います。

平成30年9月定例会以降の報告事項は、お手元に配付のとおりです。資料等について必要な方は、議会事務局で閲覧願います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第6 所信表明

○議長（園田 一博君） 日程第6、所信表明。

市長の所信表明がありますので、御静聴願います。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） おはようございます。

平成30年第6回市議会定例会の開催にあたり、私の所信を述べる機会を与えていただきましたことに深く感謝を申し上げます。

まず、わたしが初めて市長に就任した4年前を振り返ってみますと、市政の信頼回復というテーマと、財政上の課題を抱えた中でのスタートとなり、わたし自身、責任の重さを痛感していたことを思い出します。

就任当初は、何とか行政への市民の信頼を回復し、厳しい環境を知恵の絞りどころと前向きに受けとめ、地域の全ての力を結集して、この難局を乗り切らねばならないという強い思いで、

誠心誠意職務に取り組ませていただきました。この間、市議会の御理解、御支援をいただきまして、1期目の五つの公約の実現について、取り組んでまいりました。一定の成果を出すことができた分野もある一方、まだ粘り強く継続しなければならないこと。まだまだ課題として残されているものがあることを真摯に受けとめております。市を取り巻く厳しい環境に打ち勝つ新しい活力を定着させるためには、これまで以上、積極的な取り組みが求められており、市民の皆様の期待と責任の重さに身の引き締まる思いがしております。

2期目のスタートにあたり所信の一端を述べさせていただきますと、わたしは、これからの数年間が自治体の存続にとって、極めて重要な時期となると考えており、地域産業や人々の暮らしの基盤を強化し、持続性を高めていくための取り組みの適否が、地域の生成に直接かかわってくると考えております。

本市としては、国が進める地方創生に向けた取り組みを積極的に進めてまいりましたが、さらに一段と強化したいと考えております。交流人口の増加や、移住政策の推進、あるいは民間の投資、ふるさと納税などは、特に、域外からの市のイメージに確実に直結することを、この4年間で実感しております。市のプロモーション事業にも力を入れてまいります。

また、市の財政面においては、地方交付税の激変緩和期間が本年度をもって終了し、来年度予算編成から1本算定となります。合併以来の行財政改革努力により、地方債残高や、財政調整基金の推移、あるいは、財政健全化の指標から健全な財政運営が確保されていますが、これまで以上にふるさと納税の活用、有利な補助金や地方債等の確保に努めるとともに、事業の効果的かつ計画的な執行にさらに努力するなど、一層の行財政改革に取り組めます。

上天草市が誕生して15年になります。これから橋梁や上下水道など生活インフラや、防災行政無線のデジタル化など防災設備なども含めて、安心安全な暮らしに直結する分野で、本格的な更新の時期が来ております。天草八代架橋構想の推進、熊本天草幹線道路のさらなる推進とあわせて、市民生活の基盤づくりに努めます。

一方、地域振興を図る上では、自治体としての体力も必要です。観光や一次産業をはじめとする基幹産業支援に努める必要がございます。前島の観光施設整備、千巖山整備、樋合リゾート開発の推進など、緊急喫緊の課題に積極的に取り組むとともに、農林水産業や海運業などの産業については、後継者の育成や基盤整備に努めます。

市民の健康づくりについては、新たに健康ポイント制度を導入し、各種検診の向上を図り、生活習慣病予防や、健康寿命の延伸につなげてまいります。

さらに、老朽化が進む小中学校の校舎改修、とりわけ小中学校の空調設備等教育環境の整備は、緊急課題であり、既存の計画を前倒しし、平成31年度に整備することとします。また、学校教育のICT化、プログラミング教育への対応など、教育環境の整備も着手いたします。

また、龍ヶ岳保育園の整備や医療費助成制度の高校までの拡大等子ども子育て環境の整備にも引き続き努めてまいります。

最後になりますが、本格的な人口減少社会が到来し、基礎自治体を取り巻く環境はこれからも

さらに厳しくなっていくものと考えております。それでも上天草市が飛躍し、全ての市民の皆様が、安心安全な暮らしの実現ができるよう、わたし自身初心に戻って、全職員の意識を上天草市の明るい未来づくりに糾合し、2期目の公約実現に向けて、スピード感を持って市政運営に取り組んでまいります。

どうか、市議会の皆様の御理解、御支援をよろしくお願いいたしまして、私の所信表明とさせていただきます。

日程第7 行政報告

○議長（園田 一博君） 日程第7、行政報告。

市長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） それでは、引き続き9月定例会以降の行政の主な取り組みにつきまして、その概要を報告いたします。

まず初めに、総務企画部門でございます。上天草市第2次総合計画後期基本計画の策定につきましては、これまで3回の振興計画審議会を開催しましたが、議会等から出された御意見等についても、計画に反映させるべく、必要な見直しを行い、12月開催予定の4回目の振興計画審議会を取りまとめ、その後、パブリックコメント審議会の答申を経て、3月定例会に議案上程を予定しております。

次に、新市まちづくり計画、新市建設計画につきましては、変更計画案の取りまとめが完了したことから、本定例会において、計画案を報告の上、その後パブリックコメントを経て市民からの意見反映させた後に、3月定例会へ議案上程を予定しております。

次に、千巖山前島地区総合開発につきましては、観光交流拠点施設についても、ようやく現場の着工までこぎつけることができました。来年秋に予定しているオープンに向け、整備が本格化するものと考えております。熊本地震の影響があったとはいえ、本事業につきましては、補正予算の編成を初め、工事請負契約など市議会には御理解をいただきましたことに感謝を申し上げます。

次に、樋合地区リゾート開発につきましては、これまで開発の前提となる自然公園法の手続に時間を要しておりましたが、公園事業の決定に係る環境省の中央環境審議会が、12月28日に開催されることになりました。順調にまいりますと、環境省での公園事業決定後に、リゾート開発を行う事業者との企業進出に係る本協定の締結及び事業用地となる私有地の売却等を年度内に完了するよう、諸般の手続を進めてまいります。

次に、国際交流につきましては、昨年10月に議会にも御同行いただきました大韓民国楊平郡との交流については、本年6月群守の交代以降、日韓関係の影響もあってか、積極的な交流促進の動きがないことから、当面、先方の動向を静観したいというふうに考えております。

一方で、平成29年度から、ロータリークラブの交流を契機に、サイクリング交流や中学校

の来市などを通じて交流が始まった台湾高雄市については、本年9月末に本市から副市長が台湾の高雄市自転車運動推廣協会、KCPと申しますが、主催のイベントに参加し、サイクリングを通じたインバウンド誘致に法体した折に、高雄市政府から熊本県との姉妹関係にもあり、一層の交流促進を図るため、本市との経済交流や姉妹提携、さらには中学校間の相互交流などを進めたいとの提案がっております。アジアをハブ港として経済発展の著しい高雄市との友好交流については、観光客の誘致や、子供たちの国際感覚の向上など、有益性が認められていることなどから、市としても前向きに検討を進めているところですが、11月に実施されました台湾統一地方選挙により、新高雄市長が当選されていることから、今後の取り組みにあたっては、そうした動きについても見きわめてまいりたいと考えております。

次に、10月28日には、県内で初めてとなる内閣府との共催による総合防災訓練を実施いたしました。訓練は、それぞれの地域特性に応じた避難の容量を復旧啓発するため、沿岸地域である龍ヶ岳町高戸の脇浦瀬戸地区を中心に商業地域である大矢野町中宮津地区、山間地域である松島町教良木山浦地区、学校施設の松島中学校を会場に実施しました。訓練には、地区住民、関係機関を合わせ1,100人程度の参加があり、第1部のシェイクアウト訓練、第2部では内閣府の意見を踏まえ、本市では初の試みとなる避難所で想定されるさまざまな訓練を実施したところでございます。今後も市民参加型の訓練を繰り返し実施することで、市の防災力を高めてまいります。

続きまして、経済振興部門について御報告いたします。天草地域県国事業については、9月27日に内野河内地区の献穀田において、抜穂祭が執り行われ、10月17日には、内野河内地区の十五社宮で奉告祭、そして収穫された献穀米と献穀粟は、10月25日に皇居でとり行われた新嘗祭献穀献納式において、献穀者から献納をされました。献穀者には、ことしの記録的な猛暑や、度重なる台風の接近など、厳しい環境の中、丹精込めて、献穀米等の栽培に取り組んでいただきましたが、平成最後となります献穀事業を無事に完遂できましたことは、地域の皆様をはじめ、事業関係者全ての御協力のおかげであると感謝しております。

次に、10月21日に、ことしで2回目となる温泉ガストロノミーウォーキング in 上天草温泉郷を開催しました。このイベントは申し込み締め切りの2週間前に定員に達するなど人気は高く、東京、福岡など、上天草市外からの参加者が98%を占め、参加者の満足度も92%と高く、温泉ガストロノミーリズムが上天草市の新しい観光コンテンツの一つとして定着しつつあることが伺えます。

次に、天草四郎ミュージアムでは、7月からの舞踊団花童による定期公演に加え、9月から天草地方のクリンタンの歴史を学ぶ集いを瞑想空間で実施し、4月から10月末までの入館者は、前年比23.3%増の20,928人となっており、8月末の増加率からさらに伸びているところです。今後も、天草四郎ミュージアムのPR及び入館者の増加に向けてさらに取り組んでまいります。

続きまして、建設部門についてご報告いたします。熊本天草幹線道路の整備促進については、

国土交通大臣を初め、国交省の関係部局や県選出国會議員、熊本県、熊本県議会、自由民主党熊本県連合会、公明党熊本県本部等へ要望活動を重ねております。

その結果、本年9月には、熊本天草地域の幹線道路網に関する検討会が、国及び県関係者等により開催され、今後、宇土、三角間及び大矢野市街部の2区間を優先して検討することが決定をされました。

また、10月27日には、熊本天草幹線道路の早期完成を求める天草島民集会在開催され、天草地域の声を直接、国や県へ伝えることができました。今後は、優先区間の早期着手に向けて、県と協議を進めてまいります。

次に、浄化槽設置の推進については、上天草市循環型社会形成推進地域計画に基づき、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するとともに、汚水処理人口普及率向上の加速化を図るため、今年度から浄化槽設置促進事業を拡大しましたが、10月末時点の設置申請件数は、昨年度比で1.5倍となっており、現時点で昨年度の年間設置基数を超えていることから、汚水処理の普及率向上に確実な効果があらわれていると考えております。今後もさらなる事業推進に努めてまいります。

続きまして、健康福祉部門について御報告いたします。龍ヶ岳保育園の建設事業につきましては、10月末に2階部分のコンクリート打設まで完了し、外構工事の契約手続も済ませたところでございます。引き続き、平成31年4月の開園に向けて取り組んでまいります。

次に、上天草市交流センタースパ・タラソ天草につきましては、平成31年度以降、5年間の次期指定管理者選定のため、9月11日に第1回選定委員会を開催し、スパ・タラソ天草将来構想検討最終報告書を踏まえた募集要項及び仕様書を作成し、公募するとともに、11月5日に第2回選定委員会を開催し、応募のあった事業者の事業計画を審査した結果、現在の指定管理者を次期指定管理者候補として選定したことから、今定例会に議案を提出しております。

次に、一人暮らしの高齢者等を対象とした緊急通報システムの民間移行につきましては、9月26日に業者選定に係るプロポーザル選定委員会を開催し、委託事業者を選定したところです。現在、各利用者の端末機器の入れかえ作業を順次行っており、3月中旬までに移行できるよう取り組んでまいります。また、民間委託移行に伴い、これまで実施主体であった天草広域連合の処理する事務及び規約の一部変更に係る議案を本定例会に提出しております。

次に、宮津地区整備予定の図書館を含む複合施設についてでございます。これまで、関連団体や住民代表による整備検討委員会を設置し、御意見の集約を図ってきたところでございます。委員会では、さまざまな意見が出され、宮津地区での整備については御理解をいただいたものの、敷地面積の限界等もありまして、御要望全てに込んでいる状況にはなっておりません。また、施設整備を進める上で前提条件でもあった合併特例債がこのたび5年間延長されたこともあり、もう少し時間をかけて検討してもいいのではないかと、あるいは、図書館は観光施設の複合化がより良いのではないかなどの御意見もいただいているところでございます。

一方、宮津地域の天草四郎公園は御承知のとおり高台の崩落が発生しており、本来の目的を果

たせていない状況でございます。また、天草四郎生誕400年を近く迎えることもあって、公園の再整備も急務となっております。これらの状況を踏まえ、総合的に検討した結果、これまで検討してきた複合施設につきましては、一旦凍結とし、改めて天草四郎公園の敷地内で、図書館と天草四郎や、その時代の歴史資料等を展示できる資料館の複合施設として具体的検討に入ることといたしました。

既存の天草四郎ミュージアムとの連携を意識をしながら、公園全体の再整備を目指してまいります。今後は、有識者の御意見を反映させながら、整備方針を取りまとめて、早ければ次回定例会において関連予算の計上を目指したいと考えております。

最後に、教育部門について御報告いたします。本年第5回市議会定例会において、市議会議長から小中学校へのエアコン設置の早期整備を要請する決議書をいただきました。

今夏の猛暑に起因する健康被害の発生状況やブロック塀倒壊による事故を受けて、決議書にもあるとおり、その対策を早急に行う必要があること、また公立学校施設の整備につきましては、これまでも助成制度のあり方や十分な予算確保などの課題がありましたので、10月下旬、国に対して、学校施設整備事業の確実な財政措置と学校ICT環境に係る財政措置について要望活動を行ってまいりました。

また、わたしが評議員を務めている熊本県公立学校施設整備期成会においても、文部科学省への緊急要望が10月に行われたことをあわせて御報告いたします。

一方、国においても、ブロック塀の安全対策や熱中症対策としての空調設備の整備を推進するため、関連経費を第1次補正予算に計上し、11月7日に成立、ブロック塀・冷暖房設備対応臨時特例交付金として、この補正予算限りの新制度が創設されたところです。

本市といたしましても、この臨時特例交付金を活用し、空調整備とブロック塀対策を早期に実現するため、今市議会定例会に、全ての小中学校全15校に空調整備を設置するための経費及びブロック塀の改修経費を補正予算に計上しております。

なお、臨時特例交付金につきましては、既に事業計画書を提出しておりまして、内定を受ければ12月中旬に交付決定がなされる見込みでございます。

工事につきましては、中学校を年度内に着手し、小学校については、平成31年度当初に着手したいと考えております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（園田 一博君） これで行政報告は終わりました。

日程第 8	認定第 1号	平成29年度上天草市歳入歳出決算の認定について
日程第 9	認定第 2号	平成29年度上天草市水道事業会計決算の認定について
日程第10	認定第 3号	平成29年度上天草市下水道事業会計決算の認定について
日程第11	認定第 4号	平成29年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について

○議長（園田 一博君） 日程第8、認定第1号から日程第11、認定第4号までの以上4件を一括審議と一括議題といたします。

9月の第5回定例会において、決算特別委員会に付託し、継続審査となっておりました認定第1号から認定第4号までの決算認定4件について、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

決算特別委員長、北垣潮君。

○決算特別委員長（北垣 潮君） 決算特別委員会に付託されました認定第1号、平成29年度上天草市歳入歳出決算、認定第2号、平成29年度上天草市水道事業会計決算、認定第3号、平成29年度上天草市下水道事業会計決算及び、認定第4号、平成29年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の審査にあたるため、10月16日から18日及び11月6日に当委員会を開催しましたので、その経過並びに、結果の概要を御報告申し上げます。

まず、上天草市一般会計及び特別会計決算審査意見書並びに基金運用状況審査意見書について、監査委員から、市長から審査に付された各会計決算及び基金運用状況について、平成30年6月5日から平成30年8月10日にかけて、審査を実施した一般会計及び特別会計における歳入歳出決算書等、また、水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計における決算報告書等を審査した結果、法令に遵守をして作成されており、関係諸帳簿及び証拠書類と照合し、計数は誤りのないものと認められたと説明がありました。

認定第1号、平成29年度上天草市歳入歳出決算の認定について、部局ごとに審査内容の概要について、報告させていただきます。

まず、総務企画部所管について、委員から、移住お試し施設賃借料について、施設はどここの地区にあるか、また、利用状況はと質疑があり、執行部から、大矢野町登立白涛地区の高台にある物件であり、利用日数は36日間、利用人数は18名だった。利用者からは、数年先の移住を見据えた仕事の情報収集ができた。この施設での体験が、大変参考になったという意見を得ていると答弁がありました。委員から、ほかの地区に展開していく予定はあるのかと質疑があり、執行部から、各所で行うことも考えてはいるが、まだそこまで稼働していないので、今の立地がよいところで行いながら、移住につなげていきたいと考えていると答弁がありました。

また、委員から、排水機器等設備管理業務委託料について、市内全体で排水ポンプは何カ所あるか。また、1カ所当たりの委託料は幾らかと質疑があり、執行部から、応急ポンプは梅雨時期の6月から7月の2カ月間設置しており、大矢野町に10カ所、松島町と姫戸町に各1カ所ずつ、合計12カ所で設置している。また、委託料は平均して約78万円かかっていると答弁がありました。その答弁に対し、委員から、現在は応急ポンプの設置が常設した場合の比較検討は行っているかと質疑があり、執行部から、常設した場合の比較として、ポンプ等を購入した場合、ポンプ等を年間リースした場合、発電機ではなく電気料で対応した場合を検討している。しかしながら、いずれも4,000万程度必要となることから、あくまでも梅雨時期の冠水被害を軽減する応急的な対策であるかと鑑み、常設するのではなく、今後も梅雨時期の2カ月間の設置で行っていき

との答弁がありました。その答弁に対し、委員から、設置している場所ごとに状況が違おうと思う。常設には費用がかかるとのことだが、住民の意見も聞いた上で、引き続き検討をお願いしたいとの意見がありました。

また、委員から、繰越明許費繰越計算書の一部で、一般財源の予算超過について、監査委員から指摘があるが、なぜこのような問題が起きたのかと質疑があり、執行部から、各担当部署が起債等の特定財源の減額などがあったにもかかわらず、財源内約を確認せずに予算の執行を行ったためであると答弁がありました。

また、委員から、今回の指摘は、担当課のみではなく、全体の問題だと思う。どのようなチェックが行われているのかと質疑があり、執行部から、本件のみならず、取扱要綱等に基づき、手続が行われている。監査委員から以前にも指摘を受けており、今後は再発防止に向け、チェック体制をより一層厳しくしていくと答弁がありました。その答弁を受けて、委員から、委員会において、来年度に改善する部分を指摘し、さらによくするように提案をしていかなければならない。今後、同じことを繰り返さないよう指導を強化するとともに、マニュアルの作成を行い、職員の異動が行われても生かせるような体制を整えてほしいと意見がありました。

そのほか委員から、財政調整基金積立金については、一定額を確保しつつも、市民生活の向上を図る施策へ予算措置ができるよう柔軟な対応をとってもらいたいとの意見や、ふるさと応援寄附金に関して、速やかに事業への充当をお願いするとともに、リピーター増加につながる新たな取り組みをお願いするとの意見や、行政区については、世帯数の減少も顕著なことから、住民自治活動ができる範囲での再編の検討が必要ではないかとの意見や、移住定住事業について、事業の検証及び移住者の現状を把握し、事業を一過性に終わらすことがないよう、継続的に取り組んでほしいと意見がありました。

次に、経済振興部所管について、委員から、ふるさと応援寄附金返礼品について、最終的に寄付金に対する返礼品の割合は、何%となったかと質疑がありました。執行部から、寄付額4億1,407万600円に対し、返戻金の額は、送料を含め1億4,085万2,538円であり、約34%である。送料を正確に算出できないが、推察される送料を差し引いた金額では、寄付額に対し30%内に収まっていると考えられると答弁がありました。この答弁に対し、委員から、総務省から返礼品の価格割合を寄付額の30%にするようにとの通知があったが、その範囲内におさまっているかと質疑があり、執行部から、昨年8月から見直しを行い、現時点で全ての商品について、寄付額の30%以内に収まっていると答弁がありました。

また、委員から、商工会補助金について、市内商工業者発展のための経営改善普及事業や、地域総合振興事業への補助金ということだが、実績とその効果はと質疑があり、執行部から、商工会は、小規模事業者の経営安定のため、巡回指導や窓口指導、操業支援等を行っている。また、申告に関する講習会や、金融斡旋支援、補助金支援などを行った。あわせて、地域の活性化として、サンライズウォークや各地の夏祭りなどを主催していると答弁がありました。この答弁に対し、委員から、この補助金は毎年継続して行っていくものかと質疑があり、執行部から、商工会

には、県からの補助規定もあるため、その分を除いた部分で、市も補助を行っていくと答弁がありました。

また、委員から、樋島漁協損失補償弁済金について、最終支払い年度が平成31年4月であるが、今後の対策はと質疑があり、執行部から、今後については、粘り強く催促していくしかない。最終的には、裁判についても視野に入れて検討しなければならないと考えていると答弁がありました。

そのほか委員から、有害鳥獣をつかまえるための箱罠は、設置状況等を確認し、適正管理に努めてほしいとの意見や、天草四郎観光協会について、契約規則等の内規を制定し、ルールに基づいた事業執行が可能となるように御指導助言を行ってほしいと意見がありました。

次に、建設部所管について、委員から、浄化槽設置整備事業補助金について、予算に対して執行額が少ないが、その理由はと質疑があり、執行部から、平成29年は5人槽49基、7人槽9基の合計58基に対し、1,999万4,000円の補助を行った。減少した理由として、熊本地震に関連した住宅復旧工事が本格化し、設置業者の人手不足と材料不足により、本市における新築改築工事が減少したことが考えられると答弁がありました。この答弁に対し、委員から、新築工事等の減少のことだが、中には維持管理費が高いために設置をしないという声もある。維持管理費の調査や、市内業者に対しての指導などを行っていくべきではないかと質疑がありました。執行部から、浄化槽法で清掃を年1回、保守点検が4カ月に1回以上と決まっており、年間5万円から6万円の費用がかかると考えられる。また、市内業者について、それぞれで金額は違うとの話も伺っている。熊本県浄化槽協会とも話をしたところであり、今後は、そういった会議をもって、状況を把握していきたいと答弁がありました。

また、委員から、市営住宅の滞納について、滞納世帯数と最も古い滞納はいつからかと質疑があり、執行部から、現年度の滞納世帯は、18世帯であり、165万円の滞納となっている。また、過年度は39世帯であり、1,135万3,552円であり、最も古い滞納は、平成11年度から滞納となっていると答弁がありました。この答弁に対し、委員から、今後の滞納の整理について、どう考えるかと質疑があり、執行部から、債権消滅対策として、督促請求の通知、納付誓約書などの提出による時効の中断を基本として考えている。今後も徴収業務に取り組んでいくが、不納欠損の検討も視野に入れて、事務を行いたいと答弁がありました。

そのほか委員から、住宅リフォーム事業は、地域経済の浮揚策としても効果的な事業であることから、予算の増額など制度の充実を図ってほしいと意見がありました。

次に、市民生活部所管について、委員から、窓口業務委託料について、課題や市民からの意見はあるかと質疑があり、執行部から、課題として4庁舎の窓口業務を委託しているが、庁舎間での取り扱い件数に差があるため、委託社員1人当たりの業務量の平準化がある。また、窓口業務を外委託したことで、市職員の実務経験不足が挙げられる。平成28年度に実施した市民アンケート調査では、好評を得ている一方で、要望や相談を気軽に行えなくなったとの意見があったと答弁がありました。この答弁に対し、委員から、市民からの意見で、閉鎖的で誰が職員なのか

わからないといった声もある。見直しの時期が来ていると思うが、どう考えるかと質疑があり、執行部から、検証と検討の結果、市民サービス業務能率の向上に有効であると判断し、今後も窓口業務委託を継続していく方針であると答弁がありました。

また、委員から、職員の実務経験不足については、今後どのように対応していくかと質疑があり、執行部から、定期的な研修及び委託事業者との情報交換などを実施し、職員の能力低下を防いでいきたいと答弁がありました。

また、委員から、斎場特別会計について、決算審査意見書に職員の待遇に関する要望事項が挙げられていたが、今後の対応はと質疑があり、執行部から、斎場は非常勤職員を4名雇用している。管理月報等での確認や、月2回程度、実際に斎場を訪れ、管理状況の把握に努めている。なお、職員の待遇に関しての苦情などは、今のところ受けていないと答弁がありました。この答弁に対し、委員から、今後、斎場は改修などの計画があり、施設の充実が図られる。今後も継続して、職員の待遇向上に努め、日本一の斎場を目指して取り組んでもらいたいとの意見がありました。

そのほか委員から、ごみ対策について、出前講座などを積極的に開催し、ごみの減量化につなげてほしいとの意見や、市内の環境問題は多岐にわたっていることから、問題解決に向けて環境審議会でもより積極的に取り組んでもらいたいとの意見や、窓口証明書交付事務における郵便局へのファクスリースについて、確かに費用は押さえられたが、利用件数が少ない郵便局もあるので、事業全体の検証を行ってほしいと意見がありました。

次に、健康福祉部所管について、委員から、不妊治療費助成事業について、平成29年度に始まった事業であるが、申請件数は何件だったかと質疑があり、執行部から、特定不妊治療費助成金申請者が8件、一般不妊治療費助成金事業申請者は4件であると答弁がありました。この答弁に対し、委員から、予算に対して執行額が少ないと感じるが、この事業は、市民に認知されているかと質疑がありました。執行部から、市の広報誌や子育て情報誌等に情報を掲載し、県内の不妊治療指定医療機関等でチラシを配布した。また、県の特定不妊治療費助成事業申請者に対しては、保健所を通じて個別に案内を送付した。また、本事業は、新規事業であり、他市の状況を参考に申請見込み数を算出した。しかし、本市では県の特定不妊治療費助成事業申請者も少なかったこともあり、申請件数に影響があったものと分析していると答弁がありました。

また、委員から、介護保険特別会計について、高齢者訪問相談員が訪問した件数と、訪問する基準はどうなっているかと質疑があり、執行部から、平成29年872世帯に訪問し、627名と面談を行った。原則として、75歳以上のひとり暮らしではない在宅の高齢者を対象としていると答弁がありました。この答弁に対し、委員から、相談はどのような内容が多いかと質疑があり、執行部から、主に介護保険や医療に関する相談が多い。本業務は、地域包括支援センターの相談支援事業の一つとして実施しており、支援が必要な高齢者の把握を目的としていると答弁がありました。

そのほか委員から、敬老会行事補助金事業について、地域には元気な高齢者もふえていること

から、対象年齢の引き上げなども含め、事業内容についての検討をしていただきたいとの意見や、介護保険事業に関して、国庫補助金事業以外にも、市の単独事業の創設を検討し、事業の充実を図ってもらいたいとの意見や、地域福祉計画等の各種計画は、制度改正や社会情勢により変化が必要な場合は、適宜内容を見直し、福祉の向上に努めてほしいとの意見がありました。

次に、教育部所管について、委員から、教職員住宅の解体について、平成29年度の解体場所はどこか。また、今後の解体計画はどうなっているかと質疑があり、執行部から、松島町合津地区今村教員住宅の2棟4戸である。教職員住宅の処分計画では、36戸を今後5年間で解体する計画としているが、現状を鑑みると、長期にわたっての処分になると思われると答弁がありました。この答弁に対し、委員から、長期にわたるようであれば、計画を見直す必要があるのではないか。また、現在処分対象以外で未入居の住宅であれば、教職員以外が住めるようにできないかと質疑があり、執行部から、処分対象以外の未入居の住宅は19戸ある。しかし、本来の目的である教職員が使えないという事態を避けるためにも、災害などの緊急時以外での目的外利用は控えたいと考えていると答弁がありました。

委員から、スクールサポーターについて、現在は市内の全小中学校を対象として活動しているとのことだが、支援活動に支障はないかと質疑があり、執行部から、基本的に大矢野中学校に在籍している。問題が発生した場合、警察等との連携や教職員への指導等が必要になるため、問題が発生した学校に勤務することになると答弁がありました。この答弁に対し、委員から、今後も事業として継続していくのかと質疑があり、執行部から、どの学校でも問題が発生する要因は常にある。そのため、危機意識を持った対応が必要であることから、今後も継続していきたいと答弁がありました。

そのほか委員から、地域未来塾学校支援事業や学習支援員の導入については、一定の成果が出ていることから、講師や支援員の確保に努め、児童生徒の学力の向上や支援の充実を図ってほしいとの意見がありました。

このほかにも、各所管部門で委員から出された質疑や意見書等を踏まえ審査を行い、採決の結果、認定すべきものと決定しました。

なお、認定第1号については、附帯決議が出され、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、認定第2号、平成29年度上天草市水道事業会計決算の認定について、委員から中央配水構築のため、592平方メートルの土地を購入したとあるが、購入単価は適正であったかと質疑がありました。執行部から、購入単価は熊本県が高規格道路を買収した際の単価及び計算表をもとにして計算したと答弁がありました。この答弁に対し、委員から、中央配水地構築のために何平方メートル必要となるかと質疑がありました。執行部から、PC配水地の設置に約200平方メートル。計装施設及び防災無線等の設置用地、そして駐車場がそれぞれ100平方メートルずつ必要であるので、最低でも500平方メートルは必要であった。そのため今回の購入面積である592平方メートルは、適正であると考えたと答弁がありました。

そのほか委員から、今後、水道事業は、設備の老朽化に伴う改修事業の実施などが予想される

ことから、中長期的視点に立って、計画的な設備改修に努めてほしいと意見がありました。このほかにも委員から出された質疑や意見等を踏まえ、審査を行い、採決の結果、認定すべきものと決定しました。

なお、認定第2号については、附帯決議が出され、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、認定第3号、平成29年度上天草市下水道事業会計決算の認定について、委員から、決算審査意見書において、特例的収入及び支出に関し、予算の定めを超えて執行されたものがあるとの指摘であったが、なぜこのような処理を行ったのかと質疑がありました。執行部から、下水道事業に関しては、平成29年4月1日付けで、公営企業会計に移行したことから、本来であれば、平成29年度に入り、前年度からの未収金や未払い金の額が確定した時点で、補正予算として計上しなくてはならなかった。しかしながら、企業会計移行初年度ということもあり、失念してしまったと答弁がありました。この答弁に対し、委員から、企業会計移行に伴うミスだったということだが、今後の改善策はどう考えるかと質疑があり、執行部から、今年度の企業会計移行時のみ計上する予算のため、毎年度計上していくものではない。しかし、通常の予算についても、適正な処理を行うようにチェックを強化し、慎重な事務の執行に努めたいと答弁がありました。

このほかにも委員から出された質疑や、意見等を踏まえ、審査を行い、採決の結果、認定すべきものと決定しました。

なお、認定第3号については、附帯決議が出され、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、認定第4号、平成29年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算について、委員から、現在の財政状況として、医師不足により収益が伸び悩んでいるとのことだが、病院全体で改革に取り組む必要があると思う。そういった改革の計画はないかと質疑がありました。執行部から、事務部門会議や経営会議、運営会議を月1回開催している。事務方の勉強だけでなく、医師、看護師、X線技師等も含め、病院の職員間で情報を共有し、意識の改善を図っていると答弁がありました。

また、委員から、看護専門学校の定員割れの原因は何かと質疑があり、執行部から、看護専門学校の入学生は、平成28年度が受験者数63名に対し入学者35名、平成29年度が受験者数65名に対し、33名と定員割れの状態が続いていた。また、平成30年度は、受験者数52名に対し、入学者数は41名である。定員割れの原因の一つに、熊本地震による影響があると思われる。県内の看護専門学校では、軒並み定員割れを起こしている状況であったと答弁がありました。この答弁に対し、委員から、入学者が定員を満たすように努力しなければならないと思うが、何か対策を行ったかと質疑があり、執行部から、看護専門学校の魅力を外部に発信していく必要があると考えている。ことしのオープンキャンパスでは、見学者の対応を学生中心として行った。あわせて、受験生への募集案内のパンフレットも、学生が作成し、魅力の発信が行えたと考えていると答弁がありました。

そのほか委員から、人間ドック事業について、受診者数がふえているので、今後も観光関連事業と連携を図るなど、創意工夫を行い受診者数増につなげてほしいとの意見がありました。

このほかにも、委員から出された質疑や意見等を踏まえ、審査を行い、採決の結果、認定すべきものと決定しました。

なお、認定第4号については、附帯決議が出され、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上が、決算特別委員会で審査した内容であります。また、長年にわたり、監査委員の決算審査意見書や、決算特別委員会で指摘されてきた事項が、今回の審査でも多く見受けられました。そのため、今後の行政執行、また、予算編成においても、より注意を払っていただきたく、今回、附帯決議を提出することを決定しましたことを御報告いたします。各位の賛同をよろしくお願い申し上げます。

また、今回の決算特別委員会では、タブレット端末を用いた審査を行いました。資料へのアクセスが容易で、情報伝達についても即時性があり、審査を行う上で非常に有効であったことを御報告いたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（園田 一博君） 以上で、決算特別委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

9番、新宅君。

○9番（新宅 靖司君） 第1号の平成29年度上天草市歳出歳入決算についての、総務企画部所管についてお尋ねします。

財政調整基金についてということで、触れられておりますが、来年度1本算定が予想される中で、財政調整基金は、どのくらいが上天草市にとって適当なのか。そして、今年度、財政調整基金を積み増しされた金額と、取り崩された金額を教えてくださいと思います。

○議長（園田 一博君） 北垣委員長。

○決算特別委員長（北垣 潮君） その問題については、出てきませんでしたので、決算特別委員会では、それは、執行部のほうにお聞きしてもらいたいと思います。

○議長（園田 一博君） 9番、新宅靖司君。

○9番（新宅 靖司君） ここでですね、市民生活の向上を図る施策へ予算措置ができるように柔軟な措置、柔軟な対応をとってもらいたいということを執行部に対して、委員長報告として言われているわけですが、その基本的なところが、どのくらいだったのかというのは、その審議されないで、こうされたのでしょうか。

○議長（園田 一博君） 委員長。

○決算特別委員長（北垣 潮君） はい、その辺については、その額は出てきませんでした。

○9番（新宅 靖司君） もう一ついいですか。

○議長（園田 一博君） 新宅靖司君。

○9番（新宅 靖司君） もう一つ伺いますが、行政区について、世帯数の減少などからの再編を促す検討が必要ではないかということですが、この世帯数が確かに上天草市は少ない行政区が多いと思いますが、どの程度が適切な行政区の世帯なのか、そこら辺はどういうふうに議論されましたか。

○議長（園田 一博君） 北垣委員長。

○決算特別委員長（北垣 潮君） その辺についても、世帯数と言いますか、そういう数がどれくらいという適当な世帯数というのが出てきませんでした。

○議長（園田 一博君） 新宅靖司君。

○9番（新宅 靖司君） 委員長報告で指摘されるのであれば、ある程度の方向性も含めて検討されて、されたほうがよかったのではないかなと思います。

以上です。

○議長（園田 一博君） 北垣委員長。

○決算特別委員長（北垣 潮君） 確かに、そういう少ないところを住民自治活動ができる範囲での再編の検討が必要と書いてありますので、その辺を踏まえた上で、再編をしてほしいということです。

○議長（園田 一博君） ほかにありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。委員長、自分の席に。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時13分

○議長（園田 一博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま委員長から報告がありました案件について、順次採決を行います。

まず、認定第1号、平成29年度上天草市歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものです。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（園田 一博君） 起立多数です。

したがって、認定第1号、平成29年度上天草市歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

お諮りいたします。認定第1号、平成29年度上天草市歳入歳出決算の認定について、お手元に配付しておりますとおり決算特別委員長から発議第6号の附帯決議が提出されましたので、日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 異議なしと認めます。

よって、発議第6号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

○議長（園田 一博君） 追加日程第1、発議第6号、認定第1号、平成29年度上天草市歳入歳出決算の認定に対する付託決議を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

決算特別委員長、北垣潮君。

○決算特別委員長（北垣 潮君） 認定第1号、平成29年度上天草市歳入歳出決算の認定に対する附帯決議について、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び上天草市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由といたしましては、監査委員からの指摘事項に対し、組織を挙げて再発防止に努めるとともに、事業執行のあり方等に関する決算特別委員の指摘事項に対し、今後、適正な予算措置や事業執行を要望するものであります。

別紙、議員発議の2ページをごらんください。

認定第1号議案に対する附帯決議の内容を説明いたします。総括としまして、今後の財政状況を鑑み、さらなる歳入確保及び歳出抑制に努め、市政運営にあたること。また、監査委員の決算審査意見書における指摘事項について、次年度以降、同様の指摘を受けないよう対策を講じるよう求めております。

また、委員会審査において、事務執行上の改善が必要な事業に対しての留意事項等をあげております。内容としましては、公有財産台帳については、速やかに台帳を整備し、有効な管理運営を行うこと。土地開発基金については、中長期的な計画を策定し、適切に運用すること。市民税や固定資産税、市営住宅使用料等については、実効性のある未収金対策を講じること。委託業務については、発注業務が遅れているものがあり、今後は十分な期間を確保し、最大限の効果が発揮できるよう、スケジュール管理を徹底し、速やかな事業執行が可能となるよう取り組むこと。樋島漁協損失補償弁済契約金については、返済計画どおり徴収するよう努めること。市から運営補助金を受けている団体が実施する委託業務等の契約業務にかかる内規の存在が、一部不明確なところがあるため、今後、担当課において、ルールに基づいた事業執行が可能となるよう指導すること。不妊治療費助成事業については、予算額に対し執行額が少なかったことから、本事業を推進するにあたり、市民に対し積極的に周知を図ること。特定健診事業については、受診率が低い状況下にあることから、その向上を図るため、他自治体の成功事例等を参考に事業を展開すること。

以上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（園田 一博君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

発議第6号について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

これから、発議第6号を採決いたします。この採決は起立によって行います。発議第6号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（園田 一博君） 起立多数です。

したがって、発議第6号は可決されました。

○議長（園田 一博君） 次に、認定第2号、平成29年度上天草市水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものです。本決算は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（園田 一博君） 起立多数です。

したがって、認定第2号、平成29年度上天草市水道事業会計決算の認定については、認定することに決定しました。

お諮りいたします。認定第2号、平成29年度上天草市水道事業会計決算の認定について、お手元に配付してありますとおり決算特別委員長から、発議第7号の付託決議が提出されましたので、日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 異議なしと認めます。よって、発議第7号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

○議長（園田 一博君） 追加日程第2、発議第7号、認定第2号、平成29年度上天草市水道事業会計決算の認定に対する附帯決議を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

決算特別委員長、北垣潮君。

○決算特別委員長（北垣 潮君） 認定第2号、平成29年度上天草市水道事業会計決算認定に対する附帯決議について、別紙のとおり、地方自治法第109条、第6項及び上天草市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由といたしましては、監査委員からの指摘事項に対し、組織を挙げて再発防止に努めるとともに、事業執行のあり方等に関する決算特別委員の指摘事項に対し、今後、適正な予算措置や事業執行を要望するものであります。

次に、5ページをごらんください。

認定第2号議案に対する附帯決議の内容を説明いたします。上天草市公営企業会計決算審査意見書で指摘されている事項については、法令等の周知徹底を図るとともに、チェック体制を強化し、次年度以降、同様の指摘がないよう対策を講じること。

また、今後、水道事業は、設備の老朽化に伴う改修事業の実施や、受水料金の値上げ等が予測されることから、歳出抑制に努めるとともに、中長期的な視点に立ち、計画的な設備改修に努めること。あわせて、歳入面において、使用料等の収納対策を強化し、安定的な経営に努めること。

以上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（園田 一博君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

発議第7号について、質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

○議長（園田 一博君） これから、発議第7号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。発議第7号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（園田 一博君） 起立多数です。したがって、発議第7号は可決されました。

○議長（園田 一博君） 次に、認定第3号、平成29年度上天草市下水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであり、本決算は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（園田 一博君） 起立多数です。

したがって、認定第3号、平成29年度上天草市下水道事業会計決算の認定については、認定することに決定しました。

お諮りいたします。

認定第3号、平成29年度上天草市下水道事業会計決算の認定について、お手元に配付しておりますとおり決算特別委員長から発議第8号の附帯決議が提出されましたので、日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 異議なしと認めます。よって、発議第8号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

○議長（園田 一博君） 追加日程第3、発議第8号、認定第3号、平成29年度上天草市下水道事業会計決算の認定に対する附帯決議を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

決算特別委員長、北垣潮君。

○**決算特別委員長（北垣 潮君）** 認定第3号、平成29年度上天草市下水道事業会計決算認定に対する附帯決議について、別紙のとおり、地方自治法第109条、第6項及び上天草市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由といたしましては、監査委員からの指摘事項に対し、組織を挙げて再発防止に努めるとともに、事業執行のあり方等に関する決算特別委員の指摘事項に対し、今後、適正な予算措置や事業執行を要望するものであります。

次に、7ページをごらんください。

認定第3号議案に対する附帯決議の内容を説明いたします。上天草市公営企業会計決算審査意見書で、指摘されている事項については、法令等の周知徹底を図るとともに、チェック体制を強化し、次年度以降、同様の指摘がないよう対策を講じること。

また、下水道事業においては、設備機器の老朽化対策や、人口減少による加入世帯の減少等の課題に積極的に向き合い、経常経費の増加を抑えるなどの対策を講じ、安定的な経営に努めること。

以上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○**議長（園田 一博君）** 以上で、提案理由の説明が終わりました。発議第8号について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（園田 一博君）** 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（園田 一博君）** 討論なしと認めます。

これから、発議第8号を採決いたします。この採決は、起立によって行います。発議第8号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**議長（園田 一博君）** 起立多数です。したがって、発議第8号は可決されました。

○**議長（園田 一博君）** 次に、認定第4号、平成29年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものです。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**議長（園田 一博君）** 起立多数です。したがって、認定第4号、平成29年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定については、認定することに決定しました。

お諮りいたします。日程第4号、平成29年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について、お手元に配付しておりますとおり決算特別委員長から、発議第9号の附帯決議が提出

されましたので、日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 異議なしと認めます。よって、発議第9号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

○議長（園田 一博君） 追加日程第4、発議第9号、認定第4号、平成29年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定に対する附帯決議を議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

決算特別委員長、北垣潮君。

○決算特別委員長（北垣 潮君） 認定第4号、平成29年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算認定に対する附帯決議について、別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び上天草市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由といたしましては、監査委員からの指摘事項に対し、組織を挙げて再発防止に努めるとともに、事業執行のあり方等に関する決算特別委員の指摘事項に対し、今後、適正な予算措置や事業執行を要望するものであります。

9ページをごらんください。

認定第4号議案に対する附帯決議の内容を説明いたします。上天草市公営企業会計決算審査意見書で、指摘されている事項については、法令等の周知徹底を図るとともに、チェック体制を強化し、次年度以降、同様の指摘がないよう対策を講じること。

あわせて、病院事業については、医師を含め医療スタッフの確保に努め、収益の増加と経費の削減を図りながら、安定的な経営に努めること。

以上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（園田 一博君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

発議第9号について、質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

これから、発議第9号を採決いたします。この採決は起立によって行います。発議第9号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（園田 一博君） 起立多数です。

したがって、発議第9号は可決されました。

		る条例の制定について
日程第 1 3	議案第 8 6 号	上天草市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 4	議案第 8 7 号	上天草市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 5	議案第 8 8 号	上天草市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 1 0 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 6	議案第 8 9 号	上天草市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 7	議案第 9 0 号	平成 3 0 年度上天草市一般会計補正予算 (第 5 号)
日程第 1 8	議案第 9 1 号	平成 3 0 年度上天草市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 1 9	議案第 9 2 号	平成 3 0 年度上天草市診療所特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 2 0	議案第 9 3 号	平成 3 0 年度上天草市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
日程第 2 1	議案第 9 4 号	平成 3 0 年度上天草市水道事業会計補正予算 (第 2 号)
日程第 2 2	議案第 9 5 号	平成 3 0 年度上天草市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)
日程第 2 3	議案第 9 6 号	平成 3 0 年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算 (第 2 号)
日程第 2 4	議案第 9 7 号	指定管理者の指定について
日程第 2 5	議案第 9 8 号	熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
日程第 2 6	議案第 9 9 号	天草広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について

○議長（園田 一博君） 日程第 1 2、議案第 8 5 号から日程第 2 6、議案第 9 9 号までの以上 1 5 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 平成 3 0 年第 6 回上天草市議会定例会に提案いたします議案について御説明いたします。

今定例会には、上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてなど条例議案 5 件、平成 3 0 年度上天草市一般会計補正予算 (第 5 号) などの予算議案 7 件、指定管理者の指定についての議案 1 件、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についての議案 2 件を提出しております。

各議案の詳しい内容につきましては、所管部局長より説明いたしますので、議員の皆様におかれましては、御審議いただきまして、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、執行部から、順次議案内容の説明を求めます。

まず、議案第85号から議案第87号を総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案書1ページをお願いします。あわせて説明資料1ページをお願いします。

議案第85号、上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

本議案は、人事院勧告に準じて一般職の職員の給与等を改正するものでございます。改正条例の第1条につきましては、まず、第10条第1項に定める初任給調整手当の限度額を月額41万4,300円から月額41万4,800円に改正するものでございます。

次に、第26条第1項及び第2項に定める宿日直手当について、その勤務1回につき4,200円から4,400円に、医師または歯科医師の場合は、2万円から2万1,000円に改正するものなどがございます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

次に、第32条第2項に定める勤勉手当の平成30年12月の支給月数について、一般職員を100分の90から100分の95に、特定幹部職員を100分の110から100分の115に、再任用職員を100分の42.5から100分の47.5に改正するものでございます。

説明資料の3ページをお願いいたします。

次に、第3条第1項に定める一般職給料表及び医療職給料表について、人事院勧告に準じて給料月額を平均改定率0.2%引き上げる改正を行うものでございます。

説明資料の24ページをお願いいたします。

改正条例の第2条につきましては、まず、平成31年度以降に支給する期末手当の支給月数について、6月期及び12月期が均等になるよう、一般職を100分の130、特定幹部職員を100分の110、再任用職員を100分の72.5に改正するものでございます。

また、勤勉手当についても、期末手当と同様に、6月期及び12月期の支給月数が均等になるよう、一般職員を100分の92.5、特定幹部職員を100分の112.5、再任用職員を100分の45に改正するものでございます。

説明資料の25ページをお願いいたします。

次に、第3条第2項に定める等級別基準職務表について、新たな職種として職員配置を予定している社会福祉士の職務を、1等級及び2等級に追加するものでございます。

なお、改正条例の第1条につきましては、平成30年4月1日に遡り適用し、第2条につきましては、平成31年4月1日から施行としております。

提案理由としましては、人事院勧告に準じて、職員の給与を改定する等のため、関係規定を整備する必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書 17 ページをお願いいたします。あわせて、説明資料 26 ページをお願いいたします。

議案第 86 号、上天草市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。本議案は、一般職の職員の期末勤勉手当の支給月数の改正に準じて、上天草市長等の期末手当について、6 月期及び 12 月期の支給月数を均等化し、6 月期に 6 月期 100 分の 140、12 月期 100 分の 150 から、いずれも 100 分の 145 とするものでございます。

提案理由といたしまして、上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正を踏まえ、6 月期及び 12 月期の期末手当の額を平準化するため、関係規定を整備する必要があるとございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案書 18 ページをお願いいたします。あわせて、議案説明資料の 27 ページをお願いいたします。

議案第 87 号、上天草市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。本議案は、第 9 条第 2 項に定める公用車及び自家用車で渡航する場合の旅行諸費の額について、県外旅行において、定額の 2 分の 1 の額を支給することになっている一方で、公務上の必要もしくは天災、その他やむを得ない事情により宿泊する場合等の県内旅行において、定額を支給できることとなっていることから、本規定を明確にするとともに、県外旅行と県内旅行の旅行諸費の額の整合性を確保する等のため改正するものでございます。

提案理由といたしまして、職員等の旅費に係る旅行諸費の支給額等の見直しに伴い、関係規定を整備する必要があるとございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第 88 号を、経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） おはようございます。よろしくをお願いいたします。

議案書 19 ページをお願いします。あわせて、説明資料 28 ページをお願いします。

議案第 88 号、上天草市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。

平成 29 年 7 月 31 日に施行された、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく条例改正となります。製造業等に係る工場または事業場を設置する場合は、工場立地法により、周辺環境との調和を図るため、全国一律に工場敷地面積の 25% 以上の環境移設面積のうち、緑地面積 15% 以上を確保することが義務づけられておりますが、地域の实情に合わせて条例で工場立地特例対象区域を定め、緩和することが可能であり、現在、上天草市においては、環境移設面積 20% 以上、うち緑地面積 15% 以上と定めています。平成 30 年

6月29日に、上天草市内の工場立地特例対象区域を指定した熊本県地域未来投資促進基本計画が国の同意を得たことから、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項に基づき、環境施設面積20%、うち緑地面積15%以上から、環境施設面積15%、うち緑地面積10%以上に、さらに緩和するため条例を改正するものです。

この条例改正により、工場敷地の確保が容易となり、企業の立地や設備投資が促進されることは期待されます。

提案理由といたしましては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、上天草市の工場立地特例対象区域の指定に係る熊本県地域未来投資促進基本計画の変更が、国の同意を得たことから、当該工場立地特例対象区域内の製造業等に係る工場、または、事業場の緑地面積率等を緩和する等のため、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第89号を、健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案書の22ページをお願いします。あわせて、説明資料の34ページをお願いします。

議案第89号、上天草市保育所条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。この条例は、龍ヶ岳地区の市立保育所の統廃合に伴い、関係規定の整備を行うものでございます。平成28年11月24日に開催された上天草市立保育所適正化審議会において、園舎の建設及び統合する時期について諮問を行い、本審議会の答申を踏まえ、当時の高戸保育園の位置に、樋島保育園、高戸保育園及び大道保育園を統合した統合保育園を建設し、平成31年4月1日に開園を目指す旨、決定したところでございます。本年度中の統合保育園の建設工事が完了予定となり、平成31年4月には、新園舎の開園が見込まれることから、平成29年3月31日に廃止した高戸保育園に続いて、樋島保育園及び大道保育園を廃止し、統合保育園として龍ヶ岳保育園を設置する必要があるため、関係規定を整備するものでございます。

内容としましては、第2条の表中、樋島保育園及び大道保育園の項を削り、統合する保育園として名称を龍ヶ岳保育園、位置を上天草市龍ヶ岳町高戸2893番地3とする項を新たに加えるものです。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

提案の理由としましては、高戸保育園に続いて、樋島保育園及び大道保育園を廃止し、統合保育園として龍ヶ岳保育園を設置する必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第90号を、総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 議案書23ページをお願いします。

議案第90号、平成30年度上天草市一般会計補正予算（第5号）について、御説明いたします。

皆さんのお手元に説明文を配付していますので、読み上げて説明いたします。

なお、100万円以下の補正につきましては、説明を省略させていただきます。また、歳出予算のうち職員給与等の人件費につきましても、説明を省略させていただきます。

予算書1ページをごらんください。

歳入歳出それぞれ7億4,012万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を205億5,856万1,000円とするものでございます。

5ページをごらんください。

第2表の繰越明許費は、会計年度任用職員制度移行のため、例規整備等支援業務委託料、樋島老人福祉センター大広間エアコン改修工事の合計863万3,000円を、平成31年度に繰り越して事業を実施するものでございます。

6ページをごらんください。

第3表の債務負担行為の補正は、議会中継システム保守料ほか56件の債務負担行為の限度額を4億9,017万4,000円とするものでございます。

これは、主に新年度の業務を円滑に取りかかる必要があるため、3月中に契約を締結する必要があるものについて、債務負担行為を設定するものでございます。

予算書11ページをごらんください。

第4表の地方債の補正は、災害復旧事業債を1,200万円増額するなど、起債限度額の合計を36億2,895万6,000円とするものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。14ページをごらんください。

65（款）国庫支出金、10（項）国庫負担金は、5,032万2,000円の増額でございます。

内訳といたしまして、10（目）民生費国庫負担金は交付決定額の増加に伴い、生活保護費国庫負担金過年度分232万2,000円を計上するものでございます。

20（目）災害復旧費国庫負担金4,800万円の増額は、台風24号により被災した市道湯島西線道路災害復旧事業に伴う公共土木施設災害復旧費負担金の計上でございます。

65（款）国庫支出金、15（項）国庫補助金は470万8,000円の減額でございます。

内訳といたしまして、40（目）教育費国庫補助金は、中南小学校及び龍ヶ岳小学校の特別支援学級に係る教育支援体制整備事業費補助金、切れ目ない支援体制整備充実事業の交付決定に伴い、121万6,000円を増額する一方で、遠距離通学補助金の交付決定により、592万4,000円を減額するものでございます。

15ページをごらんください。

85（款）繰入金、15（項）基金繰入金684万円の減額は、奨学金貸付金額の確定により計上するものでございます。

95（款）諸収入、35（項）雑入は、事業費の確定による平成29年度後期高齢者医療療養

給付費返還金881万9,000円を計上するものでございます。

99(款)10(項)市債は6億9,175万6,000円の増額でございます。

内訳といたしまして、50(目)災害復旧事業債1,200万円の増額は、台風24号により被災した市道湯島西線道路災害復旧事業に係る災害復旧事業債を計上するものでございます。

55(目)過疎対策事業債1,690万円の減額は、中学校空調設備事業の財源を合併特例債へ変更するものでございます。

65(目)臨時財政対策債6,214万4,000円の減額は、平成30年度臨時財政対策債発行可能額の決定に伴い、当初予算額との差額を計上するものでございます。

75(目)合併特例債7億5,630万円の増額は、県負担金等事業費の変更及び国の補正第1号成立による事業実施等に伴い、単県道路整備事業県負担金270万円、県営津波高潮危機管理対策負担金事業140万円、小学校空調設備事業4億5,030万円、中学校空調設備事業2億9,220万円、小学校ブロック塀改修等事業1,270万円、中学校ブロック塀改修等事業280万円を増額する一方で、急傾斜地崩壊対策事業県負担金580万円を減額するものでございます。

95(目)緊急防災減災事業債250万円の増額は、事業見直しにより、防火水槽移設事業650万円を減額する一方で、起債対象事業費の増に伴い、消防庁舎建設事業負担金960万円を増額するものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

17ページをごらんください。

15(款)総務費、10(項)総務管理費は、5,187万円の増額でございます。主なものといたしまして、16ページをごらんください。

10(目)一般管理費、3,365万5,000円の増額は、平成32年4月に移行する会計年度任用職員制度に係る例規整備等支援業務委託料177万2,000円などを計上するものでございます。

17ページをごらんください。

45(目)企画費、967万円の増額は、利用者の減少等に伴い、事業費の赤字欠損額が見込み額を上回ったことから、その差額として、地方バス運行等特別対策補助金960万4,000円を計上するものでございます。

18ページをごらんください。

20(款)民生費、10(項)社会福祉費は、5,031万3,000円の増額でございます。

主なものといたしまして、17ページをごらんください。

10(目)社会福祉総務費、4,345万2,000円の増額は、18ページをごらんください。

介護保険介護給付費の見込み額の増加に伴う介護保険特別会計繰出金4,283万円などを計上するものでございます。

15(目)社会福祉施設費、686万1,000円の増額は、樋島老人福祉センター大広間エアコン改修工事を計上するものでございます。

19ページをごらんください。

20(款)民生費、15(項)児童福祉費は312万9,000円の減額でございます。

主なものといたしまして、18ページをごらんください。

15(目)児童措置費は、各保育所の保育士及び調理員の嘱託職員報酬を減額し、臨時職員賃金160万8,000円などを計上するものでございます。

19ページをごらんください。

20(款)民生費、20(項)生活保護費は、1,394万4,000円の増額でございます。

主なものといたしまして、15(目)扶助費、1,382万9,000円の増額は、平成29年度国庫補助金の精算による生活扶助費等国庫負担金過年度分返還金1,106万4,000円及び介助扶助費等国庫負担金過年度分返還金276万5,000円などを計上するものでございます。

25(款)衛生費、10(項)保健衛生費、973万3,000円の増額は、10(目)保健衛生総務費におきまして、済生会みすみ病院に対する公的病院等運営費補助金の額の決定に伴い、当初予算との差額741万円などを増額するものでございます。

20ページをごらんください。

25(款)衛生費、25(項)10(目)水道費、961万7,000円の増額は、上水道事業補助金につきまして、平成30年度上水道事業及び簡易水道事業の高料金対策に対する繰り出し基準額と当初予算との差額を計上するものでございます。

35(款)農林水産業費、10(項)農業費は170万9,000円の増額でございます。

主なものといたしまして、30(目)農地費は、大矢野町中池の迫地区海岸における堤防被覆工事の計画変更に伴い、146万2,000円を増額するものなどでございます。

35(款)農林水産業費、15(項)林業費、207万円の増額は、イノシシの捕獲駆除頭数の増加に伴い、有害鳥獣捕獲委託料200万円などを増額するものでございます。

21ページをごらんください。

45(款)土木費、15(項)道路橋梁費、285万円の増額は、国県事業の計画変更による事業費増に伴い、国県道路改築整備工事負担金を計上するものでございます。

45(款)土木費、20(項)河川費は、大矢野町登立尾越崎地区の急傾斜地崩壊対策工事の実施時期の変更により、急傾斜地崩壊対策事業負担金607万5,000円を減額するものでございます。

22ページをごらんください。

50(款)10(項)消防費は、552万4,000円の増額でございます。内訳といたしまして、10(目)常備消防費は、計画の見直し等による天草広域連合消防費負担金、消防庁舎建設事業負担金964万1,000円の増額でございます。

20(目)消防施設費は、仮称大矢野宮津地区複合施設の建設予定地内に整備する予定だった防火水槽について、当該施設の整備計画の見直し等により、年度内の施行が見込まれないことから、北消防署防火水槽移設工事650万円を減額するものでございます。

30(目)防災管理費、238万3,000円の増額は、大雨や台風などの災害待機時の時間外勤務手当184万5,000円などを増額するものでございます。

24ページをごらんください。

55(款)教育費、15(項)小学校費、10(目)学校管理費は、4億7,208万5,000円の増額でございます。

主なものといたしまして、23、24ページをごらんください。

平成30年度において、当初予定していた教科書の採択替えがなかったことから、新たな教師用指導書の購入の必要がなくなったことにより、消耗品費1,998万8,000円を減額する一方で、特別支援学級の新設に伴い、児童の受け入れ環境の整備に必要な修繕費258万6,000円及び、備品購入費192万2,000円、国の補正第1号の成立により、平成32年度の国庫補助事業に申請予定であった小学校空調整備を前倒して実施するため、市内小学校9校の空調設備工事監理業務委託料1,610万円、空調設備工事4億5,800万円及び学校施設ブロック塀点検結果により、建築基準法に不適合であった3校のブロック塀の改修等工事1,340万円などを計上するものでございます。

25ページをごらんください。

55(款)教育費、20(項)中学校費は、2億9,504万5,000円の増額でございます。

内訳といたしまして、24ページをごらんください。

国の補正第1号の成立により、平成31年度の国庫補助事業に申請予定であった中学校空調整備を前倒して実施するため、市内中学校6校の空調設備工事監理業務委託料1,160万円。

25ページをごらんください。

空調設備工事2億7,910万円及び学校施設ブロック塀点検結果により、建築基準法により不適合であった松島中学校校長住宅ブロック塀改修工事300万円などを計上するものでございます。

26ページをごらんください。

60(款)災害復旧費、15(項)公共土木施設災害復旧費、6,000万円の増額は、台風24号の影響により被災した市道湯島西線道路災害復旧工事費を計上するものでございます。

70(款)諸支出金、20(項)基金費、269万7,000円の増額でございます。

主なものといたしまして、110(目)上天草市学校教育施設整備基金費、269万3,000円の増額は、旧大道中学校の有償貸与契約更新に伴い、文部科学大臣から財産貸付の承認の条件である補助金相当額を計上するものでございます。

75(款)10(項)予備費、2億2,512万5,000円の減額は、歳入歳出予算額の調整のため計上するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには、地方自治法96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(園田 一博君) お諮りします。12時を過ぎ、昼食の時間となりましたが、審議が終了するまで会議を続けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、引き続き審議いたします。

次に、議案第91号から議案第93号を、健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） よろしくお願ひいたします。

議案書の24ページをお願いします。

議案第91号、平成30年度上天草市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の27ページをお願いします。

歳入歳出それぞれ1億5,088万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を51億913万円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。28ページをごらんください。

25（款）国庫支出金、27万円の増額は、国保事業報告システム改修に伴い交付される特別調整交付金を増額させるものでございます。

30（款）県支出金、1億5,061万4,000円の増額は、一般被保険者療養給付費及び退職被保険者療養給付費の増額見込みにより交付される保険給付費等交付金を増額するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。29ページをごらんください。

10（款）総務費、27万円の増額は、国保事業報告システム改修委託料27万円を増額するものでございます。

15（款）保険給付費、1億5,061万4,000円の増額は、保険給付費の給付見込み額の増加に伴い、一般被保険者分の療養給付費保険者負担金を1億3,673万4,000円及び退職被保険者等分の療養給付費保険者負担金を1,388万円増額するものでございます。

以上が、平成30年度上天草市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

続きまして、議案書の25ページをお願いします。

議案第92号、平成30年度上天草市診療所特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の34ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額に増減はなく、歳出予算のみを補正するものでございます。

歳出について御説明いたします。

36ページをごらんください。

10（款）総務費、38万3,000円の増額は、平成30年人事院勧告に準じた給与条例改正に伴

い、10（目）一般管理費の職員手当等の人件費を補正するものでございます。

20（款）予備費、38万3,000円の減額は、歳入歳出予算の総額の調整によるものでございます。

以上が、平成30年度上天草市診療所特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書の26ページをお願いいたします。

議案第93号、平成30年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の40ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ3億5,422万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億677万円とするものでございます。

なお、今回の補正は、介護給付費及び地域支援事業費の増額見込みによる補正が主なものでございます。

歳入について御説明いたします。41ページをごらんください。

10（款）保険料、8,149万6,000円。20（款）国庫支出金、8,993万5,000円。25（款）支払い基金交付金、9,567万円。30（款）県支出金、4,429万1,000円。45（款）繰入金、4,283万円の増額は、介護給付費等地域支援事業費の給付見込み額の増加に伴う保険料、国県負担金支払い基金交付金等や介護保険制度改正によるシステム改修経費に係る国庫補助金及び一般会計からの繰入金などを補正するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

42ページをごらんください。

10（款）総務費、13万6,000円の減額は、制度改正に伴う介護保険システム改修委託料を、実績に基づき減額するものでございます。

15（款）保険給付費、3億2,966万9,000円の増額は、介護給付費の給付見込みの増減に伴い、10（項）介護サービス等諸費、3億2,817万8,000円。25（項）高額介護サービス費、544万3,000円。30（項）特定入所者介護サービス等費、6万9,000円をそれぞれ増額する一方、15（項）介護予防サービス等諸費、402万1,000円を減額するものでございます。

35（款）諸支出金、2万1,000円の増額は、実績に伴い、介護保険事業費、国庫補助金過年度分返還金を補正するものでございます。

45（款）地域支援事業費、2,466万8,000円の増額は、10（項）介護予防生活支援サービス事業費の給付見込み額の増加に伴い、補正するものでございます。

以上が、平成30年度介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第94号を、水道局長。

○水道局長（小西 裕彰君） よろしくお願いたします。

議案書の27ページをお願いたします。

議案第94号、平成30年度上天草市水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の1ページをお願いたします。

第2条、平成30年度上天草市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額をそれぞれ961万7,000円増額し、9億8,492万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては、3ページからの実施計画書で御説明いたします。収入につきましては、1（款）水道事業収益、2（項）営業外収益、2（目）他会計補助金、961万7,000円の増額は、一般会計補助金経営基盤強化の増額によるものでございます。

支出につきましては、5ページをごらんください。

1（款）水道事業費用、1（項）営業費用、1（目）原水及び浄水費、10万8,000円の増額は、動力費使用量増加によるもの。2（目）配水及び給水費、474万円の減額及び4（目）総係費、4万1,000円の増額は、定期人事異動等に伴う調整でございます。

5（目）簡易水道費、23万8,000円の増額は、機器修繕費及び、薬品費使用料の増加に伴う増額でございます。

4（項）1（目）予備費、1,397万円の増額は、予算調整によるものでございます。

予算書1ページに戻りまして、第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正するものでございます。

資本的収入予定額は、第3項、補助金を35万円増額し、2億5,125万円とするものでございます。資本的支出予定額は、第2項、企業債償還金、70万9,000円の減額。第3項、過疎債償還金、5万7,000円の増額。第4項、国庫補助金返還金、155万9,000円を増額し、5億8,350万9,000円とするものでございます。

資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額3億3,170万2,000円を3億3,225万9,000円に改め、過年度損益勘定留保資金3億841万2,000円。当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,384万7,000円で補填するものでございます。

詳細につきましては、9ページからの実施計画書で御説明いたします。

収入につきましては、1（款）資本的収入、3（項）1（目）国庫補助金、35万円の増額は、国庫補助金の確定に伴うものでございます。

支出につきましては、10ページをごらんください。

1 (款) 2 (項) 企業債償還金、70万9,000円の減額は、企業債償還金確定額、償還金額の確定に伴う減額でございます。

3 (項) 過疎債償還金、5万7,000円の増額は、過疎債償還額確定による増額でございます。

4 (項) 国庫補助金返還金、155万9,000円の増額は、平成29年度国庫補助金消費税分返還金に伴う増額によるものでございます。

以上が、平成30年度上天草市水道事業会計補正予算(第2号)の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を得る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(園田 一博君) 次に、議案第95号を、建設部長。

○建設部長(山下 正君) よろしく願いいたします。

議案書の28ページをお願いいたします。

議案第95号、平成30年度上天草市下水道事業会計補正予算(第2号)を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の1ページをお願いいたします。

第2条、平成30年度上天草市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正するものでございます。収益的支出予定額は、71万円を増額し、2億7,565万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、4ページをごらんください。

1 (款) 下水道事業費用、1 (項) 営業費用、3 (目) 処理場費において、汚泥処理委託料53万4,000円を計上するものでございます。

4 (目) 総経費において、職員手当等人件費9万7,000円を計上するものでございます。

2 (項) 営業外費用、1 (目) 支払い利息及び企業債取扱諸費において、7万9,000円を計上するものでございます。

続きまして、第3条予算第4条に定めた資本的支出予定額を、次のとおり補正するものでございます。

予算書の2ページをお願いします。

資本的支出予定額は、第1項、建設改良費を116万6,000円増額、第3項、企業債償還金を465万5,000円減額し、支出総額を3億8,825万3,000円とするものでございます。

予算第4条本文括弧書きについて、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億636万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,515万5,000円。当年度分損益勘定留保資金8,309万3,000円及び繰越利益剰余金処分別811万4,000円で補填するものでございます。

詳細について、5ページをごらんください。

1 (項) 建設改良費、116万6,000円の増額は、マンホールふたの老朽化による国道266号の

布設替工事が緊急的に必要になったことによるものでございます。

3（項）企業債償還金、465万5,000円の減額は、事業の繰り越しによる地方債元利償還金元金支払い予定額の減額によるものでございます。

補正予算書2ページに戻りまして、第5条債務負担行為につきましては、平成31年度合津終末処理場管理業務に係る各種業務委託について、本年度内に契約締結が必要となるためでございます。

以上が、平成30年度上天草市下水道事業会計補正予算（第2号）の概要でございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を図る必要があります。議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第96号を、病院事務長。

○病院事務長（尾崎 忠男君） よろしく申し上げます。

議案書29ページをお願いいたします。

議案第96号、平成30年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の1ページをお願いいたします。

第2条、平成30年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、それぞれ5,137万円増額し、38億1,502万1,000円とするものでございます。

収入につきまして、御説明いたします。

3ページをごらんください。

1（款）病院事業収益、1（項）医業収益、1（目）入院収益、4,731万6,000円の増額は、医師1名を採用したことにより、入院収益の増加が見込まれることから、当該収益を増額するものでございます。

2（目）外来収益、405万4,000円の増額につきましても、医師1名を採用したことにより、外来収益の増加が見込まれることから、当該収益を増額するものでございます。

次に、支出につきまして御説明いたします。3ページをごらんください。

1（款）病院事業費用、1（項）医業費用、1（目）給与費、1,076万5,000円の増額は、医師1名を採用したことにより、給料449万9,000円。手当て397万1,000円、法定福利費179万5,000円。退職給付費50万円を増額するものでございます。

11（項）1（目）予備費、4,060万5,000円の増額は、予算調整によるものでございます。

以上が、平成30年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第97号を、健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） 議案書の30ページをお願いいたします。

議案第97号、指定管理者の指定について御説明いたします。

上天草市交流センタースパ・タラソ天草の指定管理者による管理運営について、今年度をもって5年間の指定期間が満了となることに伴い、新たな指定管理者を指定するものでございます。

施設の名称、指定管理者及び指定の期間については、議案書に記載のとおりでございます。

提案理由といたしましては、上天草市交流センタースパ・タラソ天草の指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第98号を、総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 議案書31ページをお願いします。

あわせて、議案説明資料の35ページをお願いいたします。

議案第98号、熊本県市町村総合事務組規約の一部変更について御説明いたします。

本議案は、熊本県市町村総合事務組合の構成団体である地方独立行政法人熊本県北病院機構設立組合が、平成30年10月1日から熊本県北病院機構設立組合へと名称変更したため、熊本県市町村総合事務組規約の一部を変更するものでございます。

提案理由といたしまして、一部事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第99号を、健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） 議案書32ページをお願いします。あわせて、説明資料37ページをお願いします。

議案第99号、天草広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について御説明いたします。

この規約の一部変更は、天草広域連合における災害弱者緊急通報センターの管理運営に関する事務の廃止に伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

内容としましては、災害弱者緊急通報センターの管理運営に関する事務については、平成4年11月から旧天草消防組合において、また、平成13年7月以降は、同組合等の統合編入により、天草広域連合において実施してきました。また、当初は、緊急通報センター業務を24時間運営できる受け皿もありませんでしたが、高齢化社会の進行とともに、民間会社におけるシステム開発や運営ノウハウが飛躍的に高まり、民活アウトソーシングによる経費削減のみならず、住民サービスの向上が図られることになりました。そのため、広域連合を組織する天草市、上天草市

及び苓北町の協議の結果、民間委託方式への移行を合意したことから、平成31年4月1日より天草広域連合における災害弱者緊急通報センターの管理運営に関する事務を廃止するため、天草広域連合の処理する事務及び規約の一部変更を行うものでございます。

提案理由といたしましては、天草広域連合などの広域連合は、広域連合の処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いたします。

○議長（園田 一博君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日12月1日から9日までは、議案研究のため休会し、次の本会議は、12月10日の午前10時から議案質疑及び委員会付託となっております。

なお、質疑をされる方は、12月3日の正午までに通告書の提出をお願いします。

一般質問をされる方は、12月5日の正午までに通告書の提出をお願いします。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 0時24分